

令和 8 年度インターネットを活用した自殺対策相談対応業務
公募型プロポーザル方式実施要領

障がい福祉課

1 目的

福島県（以下「県」という。）が令和 8 年度インターネットを活用した自殺対策相談対応業務（以下「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式により業務委託者を公募する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 令和 8 年度インターネットを活用した自殺対策相談対応業務
- (2) 業務の内容 別紙 1 【業務委託仕様書】のとおり
なお、具体的な内容については、企画提案書の選定後に提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。
- (3) 履行期限 令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
- (4) 契約額の上限 19,404 千円（消費税及び地方消費税を含む）
※提案された企画内容を実施するために必要となる全ての経費を含む。
- (5) 対象者 福島県内在住又は在勤もしくは在学の者。

3 参加資格要件

以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 国若しくは地方公共団体と同様の若しくは類する業務を 2 回以上履行した経験がある者であること。又は、本業務を円滑に実施するのに十分な実施体制が確保できると見込まれる者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約

を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 実施要領を公示した日から契約締結までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(6) 福島県の県税を滞納している者でないこと。

(7) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 質問の受付

質問については、以下により受け付ける。

- (1) 提出書類：令和8年度自殺対策インターネットを活用した相談対応業務質問書(様式1)
- (2) 提出期限：令和8年3月11日(水)17時まで(必着)
- (3) 提出方法：電子メール、ファクス、郵送又は持参。
- (4) 回答方法：質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、3月13日(金)17時までに障がい福祉課のホームページに掲載する。

5 参加申込

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- (1) 提出書類
 - ① 令和8年度自殺対策インターネットを活用した相談対応業務プロポーザル方式参加申込書(様式2)

- ② 事業者の概要（様式 2-1）
 - ③ 行政機関からの業務受注実績書（様式 2-2）
 - ④ 会社の概要や実施業務分析が記載されたパンフレット
- (2) 提出期限：令和 8 年 3 月 16 日（月）
- (3) 提出方法：郵便又は持参

6 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思がある者は、5 参加申込を行った上で、以下により必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類：①企画提案書（記載内容等については 7（1）のとおり）
- ②受注後の執行体制図（様式任意）
 - ③見積書（様式は任意とし、積算内訳が分かるものとする。）
 - ④直近 2 年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）
- (2) 提出部数：正本 1 部、副本（コピー）5 部
- (3) 提出期限：令和 8 年 3 月 23 日（月）17 時まで（必着）
- (4) 提出方法：郵送又は持参

郵送する場合の提出方法は、封筒に「企画提案書等」在中の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便、親展により令和 8 年 3 月 23 日（月）17 時まで、14 の「書類の提出先及び問い合わせ先」に到達するように送付すること。なお、提出された書類等は返却しない。

※電子メールおよびファクスによる提出は受け付けない。

(5) 留意事項

企画提案書等は企画提案参加表明書提出者 1 名につき 1 提案のみ受け付けるものとし、提出後の提案書等の差し替え及び撤回は認めないものとする。

(6) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

- ア 資格要件を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- イ 企画提案参加表明書を提出しなかった者又は企画提案参加表明書に虚偽の記載を行った者による提案
- ウ 2(4)に示す契約上限額を超える提案
- エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- オ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

7 企画提案書の記載内容等

(1) 企画提案書

ア 様式

企画提案書の様式は任意とし、A4版で片面4ページ以内（表紙、目次を除く。）とする。

ページ番号は目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。必要に応じてA3版の折込も可とするが、2頁としてカウントする。

イ 盛り込むべき内容

別紙1「業務委託仕様書」の趣旨を踏まえ、同仕様書中「4業務の内容」に示す項目について、審査基準である①法人の業務経歴 ②人材確保・人材育成 ③個人情報管理体制 ④財務状況 ⑤提案内容全般について提案すること。

(2) 受注後の執行体制図

様式は任意とし、受注後の社内での業務執行体制を記載すること。

(3) 見積書

様式は任意とするが、日付（提出日）、宛名（福島県知事）、法人住所、法人名、代表者職氏名、見積り金額（見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）を記載すること。さらに内訳（大項目として「報酬」、「事務経費」、「人件費」等に分け、その積算の詳細な内訳も要）も記載すること。

(4) 直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）

(5) 費用負担

企画提案書の作成等に要する費用は全て提案者の負担とする。

8 企画提案者の評価基準等

(1) 選定方式

プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託候補者（随意契約の予定者）を選定する。

(2) プレゼンテーション

企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングは書面審査のみとするため、行わない。

(3) 書面審査日時及び場所

日時：令和8年3月25日（水）14時30分～

場所：福島県保健福祉部障がい福祉課内

福島県福島市杉妻町2-16

(4) 審査基準及び配点

審査基準は、別紙「令和8年度インターネットを活用した自殺対策相談対応業務」公募型プロポーザル審査基準のとおりとする。

(5)業務委託予定者

ア 審査会において、審査委員ごとに企画提案書の評価・採点を行い、その点数を合計した総合点と順位を参考に、業務委託候補者及び次点の者を決定する。

イ 企画提案者が1者のみの場合には、総得点が満点の5割を超えた場合のみ、当該提案者を業務委託候補する。

(6)審査結果の通知及び公表

審査結果については、審査参加者全員に対し、書面で通知を行う。

なお、委託候補者とならなかった者は、審査結果通知の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。

また、審査結果を障がい福祉課のホームページに掲載し、業務委託候補者を公表する。(結果の通知帯公表：令和8年3月27日(金)以降)

9 企画提案への参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

企画提案参加表明書を提出した者が、企画提案への参加を途中で取りやめる場合には、令和8年3月19日(木)15時までに「様式4 企画提案参加辞退届出書」を14書類の提出先及び問い合わせ先に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

10 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

県は、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)に定める随意契約の手続きにより、契約候補者と実施内容等について調整を行い、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約保証金について

契約候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

11 公正な企画提案の確保について

(1) 企画提案参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 企画提案参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の企画提案参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 企画提案参加者は、契約候補者の決定前に、他の企画提案参加者に対して企画提案

書等を意図的に開示してはならない。

- (4) 企画提案参加者が連合し、又は不穏な行動をするなどの場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案参加者を企画提案に参加させない、又は企画提案の執行を延期する、若しくは取りやめることがある。

12 その他

- (1) 契約者は、本業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、適正に行うこと。
- (2) 契約者、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 本契約の執行に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）や福島県財務規則を始めする諸規定が適用される。
- (4) 県で実施する他の関連事業との連携に考慮し、相乗的な効果の発現に努めるものとする。
- (5) 企画提案のあった規模を下回ることはできないため、実現可能な提案とすること。仮に委託内容を実現できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては委託料の減額となることがある。
- (6) 本事業の企画提案書及び企画提案協議による委託候補者の決定は、その契約に係る予算が可決され、4月1日以降で予算の執行が可能になったときに効力が生じる。

13 スケジュール

時期	内容
令和8年3月11日（水） 17時	質問受付期日
令和8年3月13日（金）	質問書への回答期日
令和8年3月16日（月） 17時	参加申込書提出期日
令和8年3月17日（火）	参加資格確認結果の通知
令和8年3月19日（木） 15時	参加申込取消し期日
令和8年3月23日（月） 17時	企画提案書締切
令和8年3月25日（水） 14時30分～	書面審査及び選定
令和8年3月27日（金）以降	選定結果通知
令和8年4月上旬	契約締結、業務開始

14 書類の提出先及び問い合わせ先

福島県保健福祉部障がい福祉課（担当：三井）

所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16（県庁西庁舎7階）

電話番号 024-521-8204（直通）

FAX 024-521-7929

電子メールアドレス shougaiseishin@pref.fukushima.lg.jp